

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレートガバナンス体制の構築を重視しております。

- コーポレートガバナンス体制 -

- ・取締役の経営責任の明確化と経営と執行に対する監督機能の強化を目的として、取締役の任期を1年と定め、取締役10名中4名を社外取締役とする体制としております。
- ・経営の透明性確保を目的として、取締役及び執行役員候補者選定及び報酬等については、任意の組織として設置した指名委員会及び報酬委員会において審議しております。両委員会は、社外取締役を過半数とする3名以上の取締役で構成し、社外取締役が委員長を務めております。(なお、現在、両委員会は、全て社外取締役で構成されております。)
- ・経営の適法性及び健全性を監査する目的で、監査役制度を採用し、社外監査役を過半数とする監査役5名により構成される監査役会を設置しております。
- ・社外役員の独立性判断に関する具体的基準及び取締役・監査役の職務遂行にあたっての基本事項を定めております。
- ・執行役員制度を採用することにより、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行に資する体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を、全て遵守・実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式としての上場株式の保有に関する方針、及び、議決権行使についての考え方】

当社は、事業上の長期的な関係の維持・強化に繋がり、当社の企業価値の向上に資すると判断する場合には、上場株式を保有いたします。なお、上場株式の保有総量については、資本効率の観点から、適切な水準となるよう削減に努めます。

保有する上場株式については、取締役会で定期的に保有の合理性を検証し、保有する意義が乏しいと判断した銘柄については、市場への影響等を総合的に考慮のうえ、順次売却することといたします。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、中長期的に発行会社の企業価値の向上に資する議案であるか否かを確認し、発行会社の非財務面や発行会社との対話の内容等を総合的に勘案して、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役規程において、取締役の善管注意義務及び忠実義務、並びに利益相反取引及び競業取引について定めるとともに、取締役の利益相反取引及び競業取引に関しては、取締役会の承認を得ることを取締役会規程に定めております。また、監査役監査基準においては、利益相反取引及び競業取引につき、取締役の義務に違反する事実の有無を監査役が監視、検証することとしております。

主要株主との取引に関しては、取締役会付議事項に定める「当会社の経営上重要な事項」に該当するものとして、取締役会の承認を得ることとしております。

【原則3 - 1】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略及び経営計画

企業理念、ビジョン及び中期経営方針等については、当社コーポレートウェブサイトにおいて開示しておりますので、下記をご参照ください。
当社コーポレートウェブサイト <http://www.daiichisankyo.co.jp/index.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレートガバナンス体制の構築を重視しております。

「コーポレートガバナンス体制」

- ・取締役の経営責任の明確化と経営と執行に対する監督機能の強化を目的として、取締役の任期を1年と定め、取締役10名中4名を社外取締役とする体制としております。
- ・経営の透明性確保を目的として、取締役及び執行役員候補者選定及び報酬等については、任意の組織として設置した指名委員会及び報酬委員会において審議しております。両委員会は、社外取締役を過半数とする3名以上の取締役で構成し、社外取締役が委員長を務めております。(なお、現在、両委員会は、全て社外取締役で構成されております。)
- ・経営の適法性及び健全性を監査する目的で、監査役制度を採用し、社外監査役を過半数とする監査役5名により構成される監査役会を

設置しております。

- ・社外役員の独立性判断に関する具体的基準及び取締役・監査役の職務遂行にあたっての基本事項を定めております。
- ・執行役員制度を採用することにより、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行に資する体制としております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針)

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を重視するとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨や精神を理解・尊重し、本コードを踏まえたコーポレートガバナンスの更なる向上に、継続して取り組んでまいります。

(iii) 役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- ・取締役の報酬は、企業価値の最大化に寄与する報酬設計としています。具体的には、固定報酬である基本報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞与及び長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬を採用しております。
- ・社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期及び長期インセンティブを設けず、基本報酬のみとしております。
- ・取締役の報酬制度・基準の設定、役位毎の報酬水準の検証と見直し、業績連動賞与結果の確認及び譲渡制限付株式報酬の割当については、メンバーの過半数を社外取締役で構成する報酬委員会において十分に審議しております。

(iv) 役員候補者の選任と指名に当たっての方針と手続

- ・取締役候補者は、人格・識見に優れ、当社グループの企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- ・取締役候補者は、経営方針等の継続性を尊重しつつも、経営環境の変化を見据えた適時的確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。
- ・取締役候補者には、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役が含まれていることを要件としております。
- ・取締役候補者の選任にあたっては、メンバーの過半数を社外取締役で構成する指名委員会にて十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
- ・監査役候補者は、職責を全うすることが可能か、代表取締役、取締役及び業務執行者からの独立性確保等、監査役としての適格性を慎重に検討しております。
- ・社外監査役候補者は、前記要件に加えて、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
- ・監査役候補者の選任にあたっては、当該議案を監査役会が十分に検討し、同意した上で、取締役会において選定しております。

(v) 役員候補者の選任理由

当社は、役員候補者の選任に際して重視する事項および各役員候補者の経歴、選任理由を、「株主総会 参考書類」に開示しております。
定時株主総会 招集ご通知 <http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/information/shareholder/index.html>

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会規程において、経営陣が取締役に付議する事項及び報告する事項を規定しております。経営会議規程及び決裁規程において、経営陣に対する委任の範囲を具体的に規定しております。経営上重要な事項(経営計画、人事・組織、投融资等)については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定は、最高経営責任者(CEO:Chief Executive Officer)、代表取締役会長および代表取締役社長に最終決定を委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の役割と責務】

当社は、多様な視点に基づく決定機能の強化と執行に対する監督機能の強化を目的として、取締役候補者には、必ず、当社からの独立性を確保する社外取締役を含めることを取締役規程に定めております。現在、取締役10名のうち、4名を独立社外取締役として選任しており、取締役会において積極的な提言や的確な指摘をいただいております。

【原則4-9 社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性基準と、当社独自の社外役員の独立性判断基準を満たすことを前提とし、当社の事業課題に対する積極的な提言や的確な指摘を期待することができるか否か等の観点から、その独立性を判断しております。当社は、取締役規程に定める社外取締役の独立性判断基準に則った、人格識見に優れ、独自の専門知識を持った社外取締役を選定しております。当社の社外役員の独立性判断基準は、「定時株主総会 招集ご通知」にも記載しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役規程において、取締役としての要件を定めております。なお、現行取締役10名のうち、業務執行に携わらない社外取締役を4名としており、バランスの取れた構成と考えております。

上記「原則3-1(iv) 役員候補者の選任と指名に当たっての方針と手続」を、併せてご参照ください。

【補充原則4-11-2 役員の上場会社の役員との兼職状況】

当社は、役員が職務を遂行するにあたって、その職責・心構え等を、取締役規程及び監査役監査基準に定めております。同規程・基準において、他社役員の兼職に関し、社外取締役・社外監査役を除く(取締役・監査役は、原則として、当社グループ以外の上場会社の役員を兼職してはならないこととしております。また、社外取締役・社外監査役が上場会社の役員への就任要請を受諾しようとする場合には、事前に報告することとしております。

なお、現時点で当社経営に影響をあたえるような兼職はありません。各役員の重要な兼職の状況は、「定時株主総会 招集ご通知」「有価証券報告書」において毎年開示しておりますので、下記をご参照ください。

定時株主総会 招集ご通知 <http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/information/shareholder/index.html>

有価証券報告書 <http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/library/financial/index.html>

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の確保】

当社は、当社取締役会の機能・実効性の現状評価と、取締役会の機能・実効性の向上を図ることを目的として、2016年度 取締役会評価を

実施いたしました。

<取締役会評価 実施方法>

取締役会全体の実効性に係る評価内容・項目として、コーポレートガバナンス・コード 基本原則4 [取締役会の役割・責務]に付随する原則・補充原則を参考に、取締役会全体の評価に取締役自らを評価する項目も含めて、評価項目を定めております。今般、取締役会の役割、責務、運営および構成、ならびに、前年度評価からの改善状況に関して、全取締役が評語選択および自由記述による自己評価を実施し、その分析・内容を取締役会へ報告しております。

<取締役会評価結果>

2016年度 取締役会評価において、当社取締役会は適切に機能しており、取締役会全体の実効性が確保されているとの評価結果が出ております。また、前年度の評価において認識した改善すべき点については、改善が図られていることを確認しております。

今回の評価を踏まえ、取締役会における議論の更なる充実・深化に向けて、運営面での改善施策に継続的に取り組み、当社取締役会の機能・実効性の確保・向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 役員に対する研修方針】

当社は、取締役・監査役に必要と考えられるテーマ、役員からの要請に基づくテーマに関する研修会や、業務執行状況を理解するための事業場視察の機会を設ける等、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供する体制を整えております。また、職務遂行に有用な第三者機関による研修の機会についても適宜提供し、その費用は会社負担としております。

新任の社外取締役・社外監査役については、就任前に、会社概要、業界環境、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項及び各種役員関連規程等の説明会を実施しております。また、取締役会における議論の充実を図るため、社外役員への社内情報の共有・理解促進に資するために、取締役会議題に関する事前説明を行っております。

なお、取締役候補者として位置づけられる執行役員を対象に、執行役員就任時に、経営者向け研修の受講機会を設けております。

【原則5-1 株主との対話】

企業の説明責任を果たすべく、積極的にステークホルダーとのコミュニケーションを行い、企業情報を適時・適切に開示することを「第一三共グループ企業行動憲章」に定めておりますので、下記をご参照ください。

<http://www.daiichisankyo.co.jp/corporate/about/slogan/index.html>

また、透明性、公平性及び継続性を基本とした情報開示を行うことをIR情報開示方針に定め、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、下記をご参照ください。

<http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/policy/index.html>

企業情報の開示については、会長、社長、財務担当役員及びコーポレートコミュニケーション部が担当し、必要に応じて各部門責任者がこれを補佐することで、詳細情報の開示に努めております。なお、株主からの対話への申し込みに対しては、面談の目的や内容を公平性の観点から考慮した上で対応することとしております。

具体的な取組みとしては、会長、社長及び財務担当役員による国内外株主・投資家との面談や四半期決算ごとの説明会実施、ウェブサイトを通じたメッセージの発信、そしてコーポレートコミュニケーション部による個別問合せ(電話・メール)/取材対応、証券会社主催のカンファレンスや個人投資家説明会の参加、企業レポート(「バリューレポート(統合報告書)」)、「株主通信」、「定時株主総会 招集ご通知」、メールマガジン(月2回発行)を通じた情報提供を実施しております。こうした活動を通じて得られた株主・投資家の意見を経営陣へ定期的にフィードバックしております。

株主・投資家との対話においては、公開情報をもとに実施し公平性を確保することとし、インサイダー情報の管理徹底に努めております。また、株主構成についても定期的な調査に基づき、その結果を経営陣に報告しております。

<ご参考>

当社に関するIR最新・詳細情報については、当社ウェブサイトの「株主・投資家の皆さま」のページをご参照ください。

<http://www.daiichisankyo.co.jp>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	55,320,300	7.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	45,258,600	6.38
日本生命保険相互会社	35,776,282	5.05
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	14,402,892	2.03
株式会社三井住友銀行	11,413,368	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	11,322,900	1.60
第一三共グループ従業員持株会	10,890,445	1.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	10,745,175	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	8,673,000	1.22
株式会社みずほ銀行	8,591,876	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宇治 則孝	他の会社の出身者													
戸田 博史	他の会社の出身者													
足立 直樹	他の会社の出身者													
福井 次矢	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇治 則孝			<p>情報通信分野に関する専門知識や会社経営者としての経験に基づく企業経営全般に関する識見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任し、かつ独立役員に指定しております。</p> <p>独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外役員としての独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」参照)を満たしており、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。</p>

戸田 博史	戸田博史氏が2009年3月まで役員を務めた野村證券株式会社は、当社の幹事証券会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。	証券・金融に関する専門知識や会社経営者及び外交官としての経験に基づく識見を当社の経営に反映していただくため社外取締役を選任し、かつ独立役員に指定しております。 独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外役員としての独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」参照)を満たしており、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。
足立 直樹		印刷テクノロジーをベースとした幅広い事業分野に関する専門知識や会社経営者としての経験に基づく企業経営全般に関する識見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任し、かつ独立役員に指定しております。 独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外役員としての独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」参照)を満たしており、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。
福井 次矢		医学者としての専門知識と識見を当社の経営に反映していただくため社外取締役に選任し、かつ独立役員に指定しております。 独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外役員としての独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」参照)を満たしており、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、経営と執行の監督機能の強化並びに経営の透明性を確保することを目的として、取締役及び執行役員の候補者選定及び報酬等の決定に関わる社長の諮問機関として指名・報酬両委員会を設置しており、その構成メンバーは、社外取締役を過半数とする3名以上の取締役としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人の有限責任 あずさ監査法人と定期的に会合を実施し、監査法人監査計画、監査実施状況、個別会計課題等を共有し、連携を図っております。また、内部監査部門である監査部とは、監査部監査計画、監査結果等の報告を受け、業務連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 明子	弁護士													
片桐 裕	その他													
泉本 小夜子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 明子			<p>弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識と識見を当社経営の監査に反映していただくため、社外監査役に選任し、かつ独立役員に指定しております。</p> <p>独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外役員としての独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」参照)を満たしており、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。</p>
片桐 裕			<p>行政機関等での経験に基づく専門知識と識見を当社経営の監査に反映していただくため、社外監査役に選任し、かつ独立役員に指定しております。</p> <p>独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外役員としての独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」参照)を満たしており、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。</p>

泉本 小夜子		<p>公認会計士としての豊富な実務経験に基づく識見や財務・会計に関する専門知識を当社経営の監査に反映していただくため、社外監査役に選任し、かつ独立役員に指定しております。</p> <p>独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外役員としての独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」参照)を満たしており、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。</p>
--------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7名
--	----

その他独立役員に関する事項

社外役員としての独立性判断基準

当社は、取締役候補者の選定にあたっては、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役に該当する人材を含めることとし、社外役員(社外取締役及び社外監査役)は、当社からの独立性を確保していることを要件としております。「社外役員としての独立性判断基準」については、2014年3月31日の取締役会及び監査役会において、以下のとおり決議しております。

1. 次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該取締役及び監査役は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
 - (1) 以下に該当する本人又はその近親者(2親等内の親族を意味するものとする。以下同じ。)
 - 1) 当社及び当社の親会社、兄弟会社、子会社の現在及び過去における業務執行者(社外取締役を除く取締役、執行役及び執行役員等その他の使用人をいう。ただし、近親者との関係においては重要な者に限るものとする。以下同じ。)
 - 2) コンサルタント、法律専門家、会計専門家又は医療関係者等として、当該個人が過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、当社から1,000万円を超える報酬(当社役員としての報酬を除く。)を受けている者
 - (2) 以下に該当する法人その他の団体に現在及び過去10年間において業務執行者として在籍している本人又はその近親者
 - 1) 取引関係
 - (a) 当社グループからの、又は、当社グループに対する製品や役務の提供の対価としての取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、いずれかの会社の連結売上高の2%を超える取引先
 - (b) コンサルティング・ファーム、法律事務所、監査法人、税理士法人、学校法人等であって、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、その総収入額に占める当社グループからの支払い報酬等の割合が10%を超える取引先
 - (c) 直前事業年度末における当社グループの借入額が、当社連結総資産の10%を超える借入先
 - 2) 主要株主
 独立性を判断する時点において、当社の主要株主である会社その他の法人、又は当社が主要株主となっている会社。主要株主とは、発行済株式総数の10%以上を保有している株主をいう。
 - 3) 寄付先
 当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、1,000万円を超え、かつ、当該法人その他の団体の総収入額の2%を超える寄付先
 - 4) 会計監査人
 現在及び過去3事業年度において当社グループの会計監査人である監査法人
 - 5) 相互就任関係
 当社の業務執行者が、現任の社外取締役又は社外監査役をつとめている上場会社
2. 前項のいずれかに該当する場合であっても、取締役会又は監査役会において総合的な検討を行い、独立性を確保していると判断する場合には、社外役員の要件に問題がないと判断することがある。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
--	------------------

該当項目に関する補足説明 更新

短期インセンティブとなる業績連動賞与は、単年度の業績指標として売上収益、売上収益営業利益率および親会社の所有者に帰属する当期利益を採用し、これら指標に連動させて決定しております。また、長期インセンティブとなる現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与および株主の皆様との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することを、2017年6月19日開催の第12回定時株主総会において承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
--	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

2017年3月期の取締役及び監査役の報酬等の額は、事業報告等において開示しております。その額は683百万円であり、このうち社外役員に対する報酬は90百万円であります。内訳は下記の通りです。

【取締役】

報酬(年額): 383百万円 (うち社外取締役 60百万円)
 役員賞与: 81百万円 (社外取締役を除く)
 株式報酬型ストックオプション報酬: 115百万円 (社外取締役を除く)
 取締役合計: 578百万円 (うち社外取締役 60百万円)

【監査役】

報酬(年額): 105百万円 (うち社外監査役 30百万円)
 監査役合計: 105百万円 (うち社外監査役 30百万円)

なお、報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にて個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1) 役員報酬の基本設計

- ・取締役の報酬は、企業価値の最大化に寄与する報酬設計としております。具体的には、固定報酬である基本報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞および長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬を採用しております。
- ・短期インセンティブとなる業績連動賞とは、単年度の業績指標として売上収益、売上収益営業利益率および親会社の所有者に帰属する当期利益を採用し、これら指標に連動させて決定しております。
- ・役員報酬制度の見直しの一環として、取締役(社外取締役を除く)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること目的として、長期インセンティブとなる現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、2017年6月19日開催の第12回定時株主総会において承認いただいております。
- ・報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の中上位水準を志向して設定しております。
- ・社外取締役および社内外監査役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期および長期インセンティブを設けず、基本報酬のみとしております。

2) 役員報酬の決定手続

- ・取締役基本報酬は1事業年度4億5千万円を上限として、また、取締役への譲渡制限付株式報酬付と総額は1事業年度1億4千万円を上限として、それぞれ株主総会において承認いただいております。業績連動賞については、当該事業年度に関わる株主総会において承認いただいております。
- ・固定報酬である基本報酬のみとなる監査役報酬は、1事業年度1億2千万円を上限として、株主総会において承認いただいております。
- ・取締役および執行役員報酬の決定・基準の設定、役員毎の報酬水準の検証と見直し、業績連動賞と結果の確認および譲渡制限付株式の割当については、メンバーの過半数を社外取締役で構成する報酬委員会において十分に審議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役のサポート担当部所としては、秘書部が対応を行っております。
 また、社外監査役のサポート担当部所としては、監査役室の専任スタッフが対応を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 現状のガバナンス体制の概要

1) ガバナンス体制の概要及び会社の機関の基本説明

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図っております。

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役は経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担い、取締役会が選任する執行役員は、代表取締役社長の下で業務執行の責任と権限を負い、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行に資する体制としております。業務執行にあたっては、社外取締役を除く取締役及び最高経営責任者(Chief Executive Officer:CEO)が指名する主要な地域・法人・機能の責任者をもって経営会議を構成し、重要事項を審議します。

なお、社外取締役を過半数とする3名以上の取締役で構成し、社外取締役が委員長を務める指名委員会、報酬委員会を任意の組織として設置し、取締役及び執行役員の候補者選定及び報酬等について審議しております。

また、当社は監査役制度を採用し、監査役会は、経営の適法性、健全性を監査しております。

以上の体制を基盤として、業務執行全般の監督機能の強化並びに経営の透明性を担保しております。

2) 第一三共の意思決定の仕組み

当社では、取締役会を原則月1回開催し、会社の重要な業務執行を決議し、取締役の職務執行を監督しております。

また、経営環境の変化に対して迅速かつ機動的に対応できる経営体制の構築を目的として、CEOは、経営方針、重要な業務執行に関わる取締役会の決議に基づき、月1回以上開催する経営会議で審議を重ねた上で業務執行内容を明確化し、それぞれ特定の業務執行を担当する執行役員や各組織長に対して指示し、権限を委譲します。

3) 第一三共の意思決定の適正性を担保する仕組み

ア. 役員の選任

・取締役、執行役員の任期を1年とすることにより、経営環境の変化に機動的に対応するとともに、責任の明確化を図っております。

・取締役、執行役員の候補者の選任にあたっては、任意の組織として設置した指名委員会において審議しております。

指名委員会は社外取締役を過半数とする3名以上の取締役で構成し、社外取締役が委員長を務めることにより、さらなる適正性の担保を図っております。

イ. 報酬体系

取締役、執行役員の報酬の適正性を担保するために次の対応をしております。

・取締役・執行役員報酬体系の明確化を図っております。

・短期インセンティブである業績連動賞与と長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬を組み入れた取締役・執行役員報酬体系としております。

・社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期及び長期インセンティブを設けず、基本報酬のみとしております。

・取締役及び執行役員の報酬制度・基準の設定、役位毎の報酬水準の検証と見直し、業績連動賞与結果の確認及び

株譲渡制限付株式報酬の割当については、任意の組織として設置した報酬委員会において審議しております。

報酬委員会は社外取締役を過半数とする3名以上の取締役で構成し、社外取締役が委員長を務めることにより、適正性の担保を図っております。

ウ. 企業倫理委員会、環境経営委員会

当社は、適正な経営を推進するために、経営会議の他に各種委員会を設け、審議し、社長に報告しております。

・国内外の法令及び企業倫理を遵守し、企業の社会的責任を果たす経営を推進するために企業倫理委員会を設置しております。

本委員会には、業務執行者のほか、監査役及び社外弁護士の参画を得て開催しております。

・企業活動全般を通して、地球環境への負荷軽減・調和に努め、

持続可能な社会作りに貢献する環境経営を推進するために環境経営委員会を設置しております。

(2) 監査役の機能強化に向けた取組状況

1) 監査役スタッフ

監査役を支援する専任スタッフ2名を配置しており、当該専任スタッフは取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に業務を行い、また、その人事異動、人事評価等については予め監査役会の同意を得ることとしております。

2) 会計監査人との連携

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人とは、監査法人監査計画、四半期監査レビュー結果、内部統制監査(J-SOX)等について説明、報告を受けるなど、連携を図っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、大塚敏弘、山邊道明、江森祐浩であります。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者等17名であります。

3) 内部監査部門との連携

内部監査部門である監査部との会合により、監査部監査計画等の報告を受け意見交換を行うとともに、監査結果についても適宜報告される体制が構築されており、内部監査状況をつぶさに把握しております。

4) 取締役及び重要な使用人への業務状況聴取

取締役及び重要な使用人への個別業務状況聴取の機会を設け、職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や会社の健全性を害する事実の有無などについて監査を行っております。

また、代表取締役とは年に2回の定期会合のほか適宜監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

5) 重要な会議への出席

監査役は、取締役会、経営会議、企業倫理委員会等重要な会議に出席し、意思決定の適法性及び健全性について監査を行っております。

6) 重要な書類の閲覧

重要な会議の書類及び議事録については、遅滞なく監査役に情報提供がなされており、また、決裁案件についても決裁規程に基づき監査役を通知先とし、適宜情報提供がなされており、決裁内容の適法性・妥当性を検証しております。

7) 監査役報酬

監査役については、その目的より短期及び長期インセンティブは設けず、固定報酬である基本報酬のみとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレートガバナンス体制の構築を重視しております。

当社では、多様な視点に基づく経営の決定機能と監督機能の強化を目的として、取締役候補者の中に必ず社外取締役が含まれていることを要件として定めています。現在、取締役10名中4名を占める社外取締役は、全員が当社からの独立性を確保した独立役員であり、企業経営、財務、国際情勢、医学等の分野における国内外にわたる専門知識・経験・識見を活かし、多様な視点からの客観性、中立性、公正性に基づく発言により、経営の決定機能と監督機能を十分に発揮しております。

なお、指名委員会、報酬委員会は、社外取締役を過半数とする3名以上の取締役により構成されており、社外取締役が委員長を務めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第12回定時株主総会においては、開催日の23日前(2017年5月26日)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第12回定時株主総会においては、集中日より8営業日前倒しとなる2017年6月19日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家並びに機関投資家の利便性向上を図るため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	議決権の行使結果を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR情報開示方針をホームページに掲載し公表しております。 http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/policy/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年3月期は、13回の個人投資家向説明会を開催いたしました。 また、株主投資家向け経営メッセージ動画を当社ホームページに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2017年3月期は、第2四半期決算、および本決算発表時に、投資家・証券アナリスト及び報道関係者向けに代表取締役会長及び代表取締役社長による経営説明会を開催しました。第1・第3四半期決算発表時には、電話会議による説明会を実施いたしました。 また、研究開発の状況を説明する「R&D Day」を2016年12月に開催いたしました。 なお、これら説明会等の様子は質疑応答も含め当社ホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2017年3月期は、第2四半期決算、および本決算発表時の経営説明会及び研究開発の状況を説明する「R&D Day」を同時通訳対応とし、質疑応答も含め当社ウェブサイトに掲載しております。 また、海外機関投資家訪問や電話会議を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、各種説明会資料、有価証券報告書、株主総会関連資料、株主通信、バリュートレポート(統合報告書)等を掲載しております。 また、社長メッセージの動画配信、個人投資家向けサイト展開やIRメールマガジンの配信も実施しております。 日本語のウェブサイト: http://www.daiichisankyo.co.jp 英語のウェブサイト: http://www.daiichisankyo.com	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部 IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程として、第一三共グループ企業行動憲章及び第一三共コンプライアンス行動基準を設け、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>第一三共グループは、中長期的な事業活動と企業の社会的責任を踏まえたCSR活動を不可分のものとして一体的に取り組むことを「第一三共グループ企業行動憲章」で宣言し、実践していくことで、持続的な企業価値の向上を目指しております。</p> <p>CSR活動の重点領域として、「コンプライアンス経営の推進」、「社員と会社の相互の成長」、「コミュニケーションの強化」、「環境経営の推進」、「医療アクセスの拡大」、「社会貢献活動」の6つの活動分野を掲げ、取り組みの強化を図っております。</p> <p>さらに、環境、社会、コーポレートガバナンスに関する情報(ESG情報)に関する開示を充実させ、ステークホルダーとのコミュニケーションの強化に努めております。</p> <p>当社のCSR活動の詳細はCSRサイト及びバリュレポートで公表しています。 CSRサイト: http://www.daiichisankyo.co.jp/corporate/csr/index.html バリュレポート(統合報告書): http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/library/annual/index.html</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	第一三共グループ企業行動憲章及び第一三共コンプライアンス行動基準に、ステークホルダーに対する情報提供等の基本方針を定めています。
その他	<p><人材の多様性に関する考え方></p> <p>当社グループは、人種、性別、国籍等のバックグラウンドにかかわらず、社員一人ひとりの人権と個性を尊重しております。</p> <p>社外監査役の二人に女性が就任している他、執行の中枢を担う専務執行役員グローバル研究開発ヘッドに米国人を起用しております。幹部社員への女性登用比率は、2012年度は5.6%程度であったところ、2017年度12.6%と増加しております。男女問わず社員全員が活躍できる企業風土を醸成するために実践している育児支援制度や、社内託児所を設ける等の育児と仕事を両立する支援プログラムを継続してまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、2017年3月31日の取締役会において、2017年4月1日を効力発生日として、当該体制を構築するための基本方針の一部改正を決議しております。なお、従前の基本方針からの変更点は、2017年4月の経営体制の変更を踏まえた職務執行体制です。

- a. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 役員及び従業員の行動規範として第一三共グループ企業行動憲章、第一三共グループ個人行動原則等を定めるとともに、社外専門家を含む会議体を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
 - ロ. 経営に対する監督機能の強化・充実のため、社外取締役を置く。
 - ハ. 監査役は、取締役の職務執行、意思決定の過程及び内容並びに内部統制体制の整備及び運用状況を監査する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 情報セキュリティ体制を整備し、法令及び社内諸規程に基づき、取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 社内諸規程を定め、リスクマネジメント体制を整備する。
 - ロ. 監査部は、上記体制の運営状況を監査する。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 最高経営責任者(Chief Executive Officer: 以下CEO)が戦略的な意思決定を行うことを目的として、社外取締役を除く取締役及びCEOの指名する主要な地域・法人・機能の責任者をもって経営会議を構成し、重要事項を審議する。また意思決定手段の一つとして決裁制度を設ける。
 - ロ. 意思決定と職務執行の迅速性を考慮し、執行役員制度を導入する。
- e. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 役員及び従業員の行動規範として第一三共グループ企業行動憲章、第一三共グループ個人行動原則等を定めるとともに、社外専門家を含む会議体を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
 - ロ. 「グローバルマネジメント規程」に従いCEOの命を受けた主要な地域・法人・機能の責任者及び「組織管理規程」に従い社長の命を受けた部所長等が主管業務を掌理し、所属員の監督、管理及び指導を行う。
 - ハ. 人事管理及びリスクマネジメント等の体制整備に係るそれぞれの専門機能が、各部所への方針伝達と管理、指導を行う。
 - ニ. 監査部は、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況について、内部監査を実施する。
- f. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、「グローバルマネジメント規程」及び「内部統制システムの整備規程」を定め、第一三共グループの経営管理体制を明確にするとともに、グループ会社に対し、経営方針等を伝達し、また、グループ会社の取締役等から経営・業績等に関する報告を受ける体制を整備する。
 - ロ. 当社は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の責任と権限を明確化する。
 - ハ. 当社は、「リスクマネジメント推進規程」を定め、第一三共グループのリスクマネジメント体制を整備する。
 - ニ. 当社は、第一三共グループ個人行動原則等を定め、グループ会社に展開するとともに、第一三共グループのコンプライアンス推進体制を整備し、グループ会社に周知徹底する。
 - ホ. 当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、適切に運用することにより、第一三共グループの財務報告の信頼性を確保する。
 - ヘ. 当社は、「内部監査規程」を定め、グループ会社に対し、内部監査を実施する。
- g. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - イ. 当社の監査役は、職務を補助する専任スタッフを置く。
- h. 前記g.の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 当社の監査役は、専任スタッフは、取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
 - ロ. 当社の監査役は、専任スタッフの人事異動、人事評価等については、予め監査役会の同意を必要とする。
- i. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社は、当社の取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する体制を整備する。
 - ロ. 当社の監査役は、当社の役員及び従業員並びにグループ会社の役員及び従業員等から業務執行状況等の報告を受けるものとする。
 - ハ. 当社の監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - ニ. 決裁の経路や内容を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。
- j. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認や監査上の重要課題等についての意見交換を行う。
 - ロ. 当社の監査役は、グループ会社の監査役等と相互に情報を交換し、緊密な連携を保つ。
 - ハ. 当社の監査役は、外部監査人及び監査部と連携し、意見交換等を行う。
 - ニ. 当社は、前記ロ.に基づき報告を行った者及び第一三共グループ個人行動原則等に基づき報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。
 - ホ. 当社は、監査役は、職務の執行について生じる費用を負担する。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
 - イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、第一三共グループ企業行動憲章等において、反社会的勢力及び団体とは関係遮断を

徹底することを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

内部統制体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) リスク管理に関する事項

- ・当社グループでは、リスクを「組織の目的・目標の達成を阻害する可能性を有し、かつ事前に想定し得る要因」と定義し、企業活動に潜在するリスクへの適切な対応を行うとともに、リスクの顕在化によってたらされる影響を合理的に管理し、人・社会・企業の損失を最低限に留めるべく、リスクマネジメントを推進しております。
- ・推進にあたっては、管理本部長がリスクマネジメント推進責任者として当社グループ全体のリスクマネジメントを統括し、リスクマネジメントの啓発推進、リスクマネジメント体制の運営を行っております。企業経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、取締役会及び経営会議等を通じて、定期的な把握・評価を行い、部門責任者がリスクマネジメント推進責任者と連携して対策を講じ、リスク顕在化の未然防止に努めております。2017年3月の経営会議にて2017年度の重大リスクを選定し、業績目標・予算管理の年次サイクルにあわせた定期モニタリングを同年度より導入するとともに、リスクが顕在化した場合の報告体制を確認しております。
- ・リスクマネジメントの一環として、災害発生に備えた事前及び発生時の対応を示す事業継続計画(BCP)や緊急時のクライシス対応を示す手順書などを定めております。
- ・監査部は、リスクマネジメント体制の運営状況を勘案して監査先及び監査内容を決定し、内部監査を行っております。

(2) コンプライアンスに関する事項

- ・当社グループ役員・従業員の行動原則をグローバルレベルで統一するため、第一三共グループ企業行動憲章の補則として第一三共グループ個人行動原則を策定し、2015年4月より運用を開始しております。コンプライアンス遵守のための活動については、毎年社長及び企業倫理委員会(社外弁護士を含む)に報告されており、課題がある場合には、解決に向けた対策の実施について提言する体制を構築しております。企業倫理委員会は2016年7月及び2017年2月に開催いたしました。
- ・「グローバルマネジメント規程」「組織管理規程」等に従い、社長の命を受けた主要な地域・法人・機能の責任者及び部所長が所属員の監督、管理及び指導を行っており、その状況については経営会議・業績会議等を通じて適宜経営陣に報告されております。
- ・監査部は、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況を勘案して監査先及び監査内容を決定し、内部監査を行っております。

(3) 子会社管理に関する事項

- ・当社は、経営会議、業績会議等を通じて、定期的にグループ会社へ方針を伝達し、グループ会社から経営・業績等に関する報告を得ております。なお、国内グループ会社は、平成26年改正会社法及び当社の内部統制体制構築の基本方針の改正を踏まえ、各社の取締役会において基本方針の改正を決議しております。
- ・2016年4月より、グローバルなコンプライアンス体制の実効性を確保するため、企業倫理委員会の諮問機関として欧米子会社のコンプライアンス・オフィサー等をメンバーとする「グローバル・コンプライアンス諮問委員会」を新たに設置し、2016年6月及び2016年12月に開催いたしました。また、当社では法務部及び社外弁護士事務所に、国内グループ会社の従業員及び取引先従業員も利用可能な公益通報等ホットラインを設けるとともに、国内外の各グループ会社においても、公益通報等ホットラインを設けております。なお、コンプライアンスの推進状況は、適宜、社長及び企業倫理委員会に報告されております。
- ・監査部は、グループ会社を含めた内部監査計画を作成し、監査を行っております。また、監査組織のあるグループ会社からは、監査結果報告を受けております。

(4) 監査役の監査に関する事項

- ・当社の取締役及び従業員、並びにグループ会社の役員及び従業員は、当社の監査役に業務執行状況の報告を適時実施しており、また当社の取締役等が当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する体制を整備しております。
- ・当社の監査役は、重要な会議に出席するとともに、当社の代表取締役社長をはじめとする取締役との意見交換会を定期的を実施しております。また当社の内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を保ち、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保しております。
- ・当社は、監査役の監査機能強化をさらに図るため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務を補助しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは内部統制体制構築の基本方針の中で、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制を以下のとおり定めております。

- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、第一三共グループ企業行動憲章等において、反社会的勢力及び団体とは関係遮断を徹底することを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収防衛策を予め定めておりません。

しかし、一般に高値売抜け等の不当な目的による企業買収の提案があり、それが当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資さない場合には、当社としてその提案に対抗することは当然の責務と認識しております。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況等を常に注視しており、実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、社外の専門家を交えて買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、これに資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、当社及びグループ会社に関する会社情報の開示について、法令と証券取引所規則及び情報管理、開示に関する社内規程(適時開示情報管理規程)に基づき、株主、その他の投資家に対して適時適切に、かつ積極的に行うことを基本方針とし、透明性の高い、社会に開かれた企業として信頼を得られるように努めます。

1) 決算情報

財務諸表等の決算情報(四半期決算を含む)については、決算担当部門が取締役に付議し、決議を受けた上、コーポレートコミュニケーション部が関係部門と連携・協議し開示案をとりまとめ、代表取締役社長の承認を受けて開示を行う。

2) 決算情報以外の情報

決定事実に関する情報は、関係部門から報告・付議され、取締役会で決議されたものを、また発生事実に関する情報は関係部門から代表取締役社長及びコーポレートコミュニケーション部に報告されたものを、コーポレートコミュニケーション部が関係部門と連携・協議し開示案をとりまとめ、代表取締役社長の承認を受けて開示を行う。

3) 公正かつ適時・適切な情報開示を行うため、取締役会は代表取締役社長の業務執行を監督し、監査役は経営の適法性、健全性の観点から監査を行い、内部監査部門は業務執行上の監査を定期的を実施します。

コーポレート・ガバナンス 体制図

